

2026年6月24日

株主各位

千葉県袖ヶ浦市北袖 25 番地
広栄化学株式会社
代表取締役社長 佐々木 康彰

「第 165 期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）①」
の一部変更について

当社が第 165 期定時株主総会の招集に際し、株主の皆様宛てに当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載いたしました「第 165 期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）①」につきまして、住友化学株式会社が 2026 年 6 月 24 日開催の第 145 期定時株主総会の決議により定款変更を行ったことに伴い、「住友化学株式会社の定款の定め」に係る記載事項の一部を下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更箇所

住友化学株式会社定款 第 25 条

2. 変更内容

(下線は変更部分)

変更前	変更後
第 4 章 取締役及び取締役会 (<u>社外取締役</u> の損害賠償責任) 第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (<u>非業務執行取締役</u> の損害賠償責任) 第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

以上